



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

子育て世帯へ支給 臨時特別給付金

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯に一時金を支給します。**あらためての申請は不要です。**

対象児童

・令和2年4月分（3月分含む）の児童手当支給対象児童
※平成16年4月2日～令和2年3月31日の間に生まれた児童（4月から高校1年生となった児童含む）。

給付額

対象児童1人につき1万円

支給対象者

対象児童にかかる児童手当受給者（特例給付の受給者は除く）

支給方法

7月1日(金)に児童手当の指定口座に振り込みます。

注意事項

給付金の支給を辞退する方は、こども福祉課へ6月19日(金)までにご連絡ください。

公務員として職場から児童手当を受給している人

公務員のみ、勤務先（所属庁）から配布される申請書を、住民票のある市町村に提出する必要があります。

☎こども福祉課 TEL 23-7331

※その他の緊急支援策については次ページをご覧ください。

特別定額給付金の申請はお早めに

1人あたり10万円を給付する特別定額給付金の申請期限は**8月20日(金)**です。5月下旬に市から郵送されている通知で必要書類をよく確認し、申請は早めに行いましょう。

☎市特別定額給付金担当 TEL 23-1111



【主な情報】

- ・新型コロナウイルス感染症緊急支援策…P2
- ・市税や料金などの相談窓口…P3
- ・視覚・聴覚障がい者用防災ベストを配布…P4
- ・7月から休日緊急診療がなくなります…P8

これって何の数字？

【今月の数字 vol.27】

7,859 人

平成30年度の児童手当対象児童数です(令和元年度統計いしおかより)。

児童手当は、中学校卒業するまでの児童を養育している方に支給され、お子さまの年齢や人数によって支給額が変わります。

6月23日(金)が、令和2年度の現況届受付期限です。提出がお済みでない人は、お早めに提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送での提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症情報

市のホームページから新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめて確認できます。詳しくはこちらの二次元コードから▶

